

令和8年1月21日
薬事衛生課
課長 大岸
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

知事指定薬物の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質を指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

記

1 知事指定薬物（3物質）

- (1) 3-[2-[(シクロプロピル)メチル]アミノ]エチル-1H-インドール-4-オール及びその塩類
- (2) 2-[(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
- (3) 2-[(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

2 施行期日

令和8年1月22日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>